

# ヨーロッパ・セメスターの 概要と今後のスケジュール

ブリュッセル事務所・欧州ロシアCIS課

EUでは、経済危機やユーロ圏の債務危機により、経済分野におけるEUレベルの強力なガバナンスや加盟各国間の調整の必要性が再認識され、既存の安定・成長協定や「欧州2020」戦略に沿う形で新たに財政政策の監視と調整の枠組み「ヨーロッパ・セメスター」を設けることになった。「ヨーロッパ・セメスター」は毎年1月から6カ月程度かけて実施される一連のサイクルで、2011年1月に開始した。ヨーロッパ・セメスターの概要とその流れを中心に紹介する。

## 目次

1. ヨーロッパ・セメスターの概要.....	1
(1) 背景と2010年の動き.....	2
(2) 経済ガバナンスとヨーロッパ・セメスター.....	3
2. ヨーロッパ・セメスターの手順と2011年の日程.....	5
(1) 毎年実施される手順.....	5
(2) 2011年の年次成長概観の内容.....	6
① 年次成長概観の構成と10項目の行動.....	6
② 付随する報告書の概要.....	8

### 【免責条項】

ジェトロは本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

© JETRO 2011

本報告書の無断転載を禁ずる

## 1. ヨーロピアン・セメスターの概要

### (1) 背景と2010年の動き

EUでは、経済・財政政策や構造改革など経済ガバナンスに関するEUと加盟各国間の調整には、安定・成長協定を含め様々な手続きやプロセスが存在する。しかし、各手続きや報告書などが必ずしも有機的に関連されておらず、政策の調整は実効的なものとは言い難かった。従来からこの問題は指摘されてきたが、2010年初めにギリシャの債務危機を発端にユーロ危機が起きると、財政規律の問題や域内の競争力格差、ユーロ圏の脆弱性といった各国の政策の調整不足などに起因するさまざまな問題点が浮き彫りとなった。そこで、EUは加盟各国の財政政策の調整や各国間のマクロ経済不均衡に対する取り組みに乗り出すことになった。これをめぐる2010年の動きは以下の通りである。

- 2010年3月～: 欧州理事会で経済ガバナンス強化に関するタスクフォースの設置(議長: ファンロンパウ欧州理事会常任議長)が決定され、経済ガバナンスについて議論。そのなかの提案の一つとして、加盟各国の財政政策への相互監視メカニズムの強化を盛り込む。
- 2010年5月: 欧州委員会が指針<sup>1</sup>でEUの経済ガバナンスの強化を提案。安定・成長協定(SGP: Stability and Growth Pact)の機能を強化するとともに、マクロ経済の不均衡に対する監視を拡充することを目指す。これにより、経済の活性化やユーロ圏の安定という短期的措置だけでなく、EUの2020年までの中期成長戦略「欧州2020」<sup>2</sup>に沿って、欧州を持続的かつ包括的な成長軌道に乗せるための中期的な目標に資する。具体的な措置としては「ヨーロピアン・セメスター」を導入し、各国の予算案や経済政策の策定に先立って、事前にEUレベルで同時に各国の政策を評価し、調整を行って足並みを揃えるということを提案した。
- 2010年6月: 欧州委員会は2010年6月の指針<sup>3</sup>で経済ガバナンスを強化するための一連の具体的なツールを提示した(これを「ツールボックス」と総称している)。この中でヨーロピアン・セメスターの位置付けは、経済政策の統合的な監視向上と各国の予算や改革プログラムの調整の基盤とされている。

<sup>1</sup> “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Reinforcing economic policy coordination {COM(2010) 250 final}” (Brussels, 12.5.2010)

[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/articles/euro/documents/2010-05-12-com%282010%29250\\_final.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/articles/euro/documents/2010-05-12-com%282010%29250_final.pdf)

<sup>2</sup> [http://ec.europa.eu/europe2020/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm) 同戦略については、『欧州経済の基礎知識』( [http://books.jetro.go.jp/jpn/products/detail.php?product\\_id=540&PHPSESSID=2c1e561480c50bec3e5f8cdd7e902e2e](http://books.jetro.go.jp/jpn/products/detail.php?product_id=540&PHPSESSID=2c1e561480c50bec3e5f8cdd7e902e2e)) p.32以下を参照。

<sup>3</sup> “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Enhancing economic policy coordination for stability, growth and jobs – Tools for stronger EU economic governance {COM(2010) 367/2}”

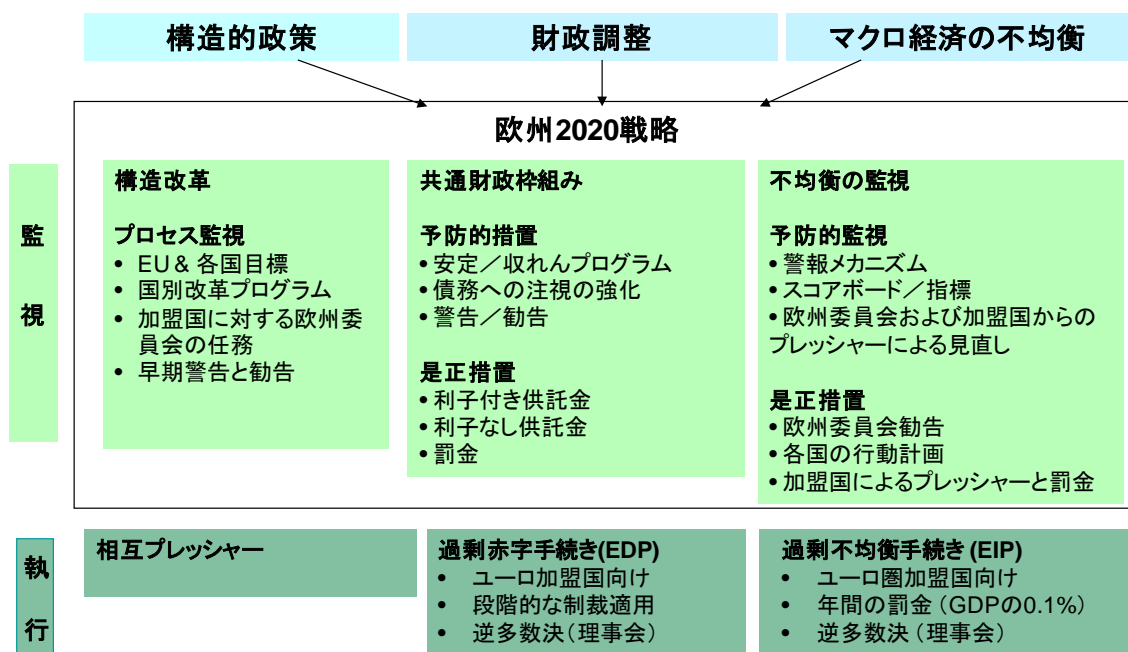
[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/articles/euro/documents/com\\_2010\\_367\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/articles/euro/documents/com_2010_367_en.pdf)

- 2010年9月：経済・財務相（ECOFIN）理事会で、ヨーロッパ・セメスターの当面の実施に必要な安定・成長協定の実施規範の修正に同意<sup>4</sup>。
- 2010年9月末：欧州委員会は経済ガバナンスにおける制裁など執行措置に関する法案パッケージを提案<sup>5</sup>。
- 2010年10月：経済ガバナンス強化に関するタスクフォース最終報告書<sup>6</sup>を欧州理事会に提出。

(2) 経済ガバナンスとヨーロッパ・セメスター

欧州委員会が2010年6月に提示した、ヨーロッパ・セメスターのもとでの経済ガバナンスの強化は、マクロ経済の不均衡の監視、構造改革への監視、財政政策・予算への監視の三つの柱からなる（図1参照）。監視強化のために必要な制裁措置については、2010年9月末の立法パッケージの提案の中で具体的措置を明らかにした。

図1：ヨーロッパ・セメスター：経済監視／経済ガバナンスの統合



出所：欧州委員会プレスリリースMEMO/11/14  
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/11/14&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=ja>

加盟各国はヨーロッパ・セメスターにより「安定・収れんプログラム（SCP：Stability and Convergence Programme）」と「国別改革プログラム（NRP：National Reform

<sup>4</sup> [http://consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/116306.pdf](http://consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/116306.pdf)

<sup>5</sup> “A new EU economic governance - a comprehensive Commission package of proposals”, European Commission – Economic and Financial Affairs  
[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/articles/eu\\_economic\\_situation/2010-09-eu\\_economic\\_governance\\_proposals\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/articles/eu_economic_situation/2010-09-eu_economic_governance_proposals_en.htm)

<sup>6</sup> “Strengthening Economic Governance in the EU Report of the Task Force to the European Council”  
[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/117236.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/117236.pdf)

Programme)」を同時に提出することを義務付けられる。これは欧州委員会が各国の予算案や構造改革政策を評価し調整するための情報を提供するもので、財政政策と予算策定では現行年度の財政計画の最新情報、予算見通しの背景となるマクロ経済シナリオ、翌年度予算に関する具体的方針、計画している施策の説明などが盛り込まれる。従来はSCPは予算案の議会提出後の10月から12月とされていたが、前倒しすることで事前の調整を図るとともに、NRPを審査することで予算だけでなく構造改革も含め一体的な取り組みを図る。三つの監視の柱の概要と制裁措置について、欧州委の2010年9月末の立法案<sup>7</sup>を前提として概要を示すと、以下の通りである。

#### 1) マクロ経済の不均衡の監視

マクロ経済不均衡是正のため、「過剰不均衡手続き (EIP : Excessive Imbalance Procedure)」を導入。ユーロ圏の国が、EIPに基づく勧告に従わず、過度の不均衡の是正に取り組まない場合には、年間にGDPの0.1%相当の罰金を支払うことも義務付けられる。この罰金の発動は、ユーロ圏参加国の逆多数決 (Reverse Voting)、つまり反対多数によってのみ停止できる。

#### 2) 構造改革の監視

構造改革の監視により障害を明確にし、欧州2020戦略の目的達成を促す。国別改革プログラムに基づいて、欧州委員会は欧州2020戦略に照らして各国目標の進展状況と取り組み方法を評価する。進展が不十分な場合には各国別に勧告を出し、必要ならば早期に警告を発する。

#### 3) 財政政策・予算の監視

財政政策では各国の債務拡大を監視し、安定・成長協定のもとの過剰赤字手続き (EDP : Excessive Deficit Procedure) を発展させる形で予防と是正を図る。過剰財政赤字国にはGDPの0.2%に相当する無利子の供託金を科し、是正勧告に従わない場合には、供託金は罰金として没収することとした。

<sup>7</sup> 理事会については、2011年3月15日のECOFIN理事会で合意に達した。今後欧州議会で審議を進める。したがって、罰金など制裁措置を含め最終的に確定したものではないことに注意されたい。

[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/119888.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/119888.pdf)

## 2. ヨーロピアン・セメスターの手順と 2011 年の日程

### (1) 毎年実施される手順

ヨーロピアン・セメスターは毎年 1 月に始まり約 6 カ月間を 1 サイクルとする。この流れを、ヨーロピアン・セメスターの最初の年である 2011 年の日程を例に、図 2 に示した。2012 年以降も同様なスケジュールとなり、以下のような手順を踏むことになる。

#### 1) 年次成長概観の提示

欧州委員会は毎年 1 月に年次成長概観 (AGS : Annual Growth Survey) を発表する。この中で「欧州 2020」の目標やマクロ経済報告書、(欧州委員会と理事会による) 共同雇用報告書の進捗度に基づく分析を行い、次の年に向けての方向性と主要な取り組み方法を定める。

#### 2) 年次成長概観に基づく協議と戦略的アドバイスの提示

年次成長概観に基づき、EU 閣僚理事会と欧州議会は 3 月に開かれる欧州理事会 (EU 首脳会議) に向けて協議を行う。この結果を基に欧州理事会では、EU が直面している主要な課題を明確にするとともに、政策に関する戦略的アドバイスを示したガイダンスを提示する。

#### 3) 加盟各国が二つのプログラムを欧州委員会に提出

加盟各国は、欧州理事会が示したガイダンスを勘案して、中期的な予算戦略を示した「安定・取れんプログラム (SCP)」と雇用や研究・イノベーション、エネルギー、社会的包摂など「欧州 2020」に掲げた分野の実施行動を定めた「国別改革プログラム (NRP)」をまとめ、この二つを 4 月に欧州委員会に提出する。

#### 4) 各国のプログラムの評価と各国別ガイダンスの策定

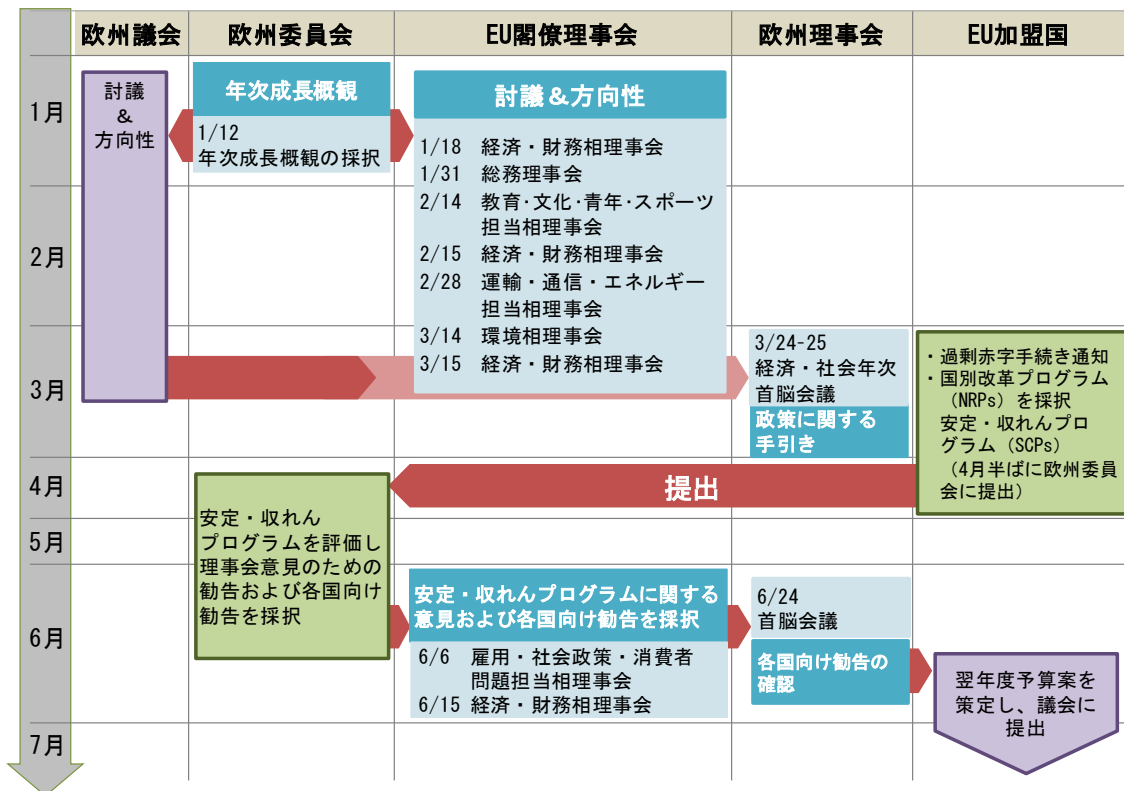
欧州委員会は加盟各国から提出されたプログラムを評価し、EU 閣僚理事会のための勧告や各国別の勧告をまとめる。EU 閣僚理事会では、6 月の欧州理事会に向けて各国別のガイダンスをまとめるが、特に政策や予算で軌道修正が必要な国に対してガイダンスを提示する。軌道修正が必要なのは、マクロ経済の見通しに対して計画が非現実的な場合、財政再建や競争力、不均衡など主要な課題への具体的な取り組みが示されていない場合などである。欧州理事会はこのガイダンスを確認する。

#### 5) 各国への政策アドバイスの提供と各国の予算案採択手続き

毎年 6 月末から 7 月に、加盟各国が翌年度予算案を固める前に欧州理事会と EU 閣僚理

事会は政策アドバイスを提供する。各国はこれに基づいて予算案を策定し、各国議会に提出して通常の予算案採択の手続きを行う。なお、このためヨーロッパ・セメスターによって各国議会の権限が制限されることはないとしている。

図 2：ヨーロッパ・セメスターのスケジュール（2011 年）



出所: 欧州委員会プレスリリース MEMO/11/14 を基に作成

(2) 2011 年の年次成長概観の内容

欧州委員会は 2011 年 1 月 12 日に初の「年次成長概観」を発表し、最初のヨーロッパ・セメスターが始まった<sup>8</sup>。この年次成長概観の概要を見ていく。

① 年次成長概観の構成と 10 項目の行動

年次成長概観は以下の 4 文書で構成されている。

<sup>8</sup> ジェトロ通商弘報 2011 年 1 月 17 日付「初めてのヨーロッパ・セメスターに着手—欧州委、年次成長概観を発表—」 <http://www.jetro.go.jp/biznews/europe/4d33b5a750cf8>

1) 「危機に対するEUの総合的対応策の促進」と題した指針<sup>9</sup>

欧州 2020 戦略の目的達成に向けて EU の競争力を維持し短期的な経済回復の強化のために必要な行動をまとめたもので、マクロ経済の安定や財政再建、構造改革、成長拡大の取り組みに焦点を当てた 10 の行動を明示した。

2) 欧州 2020 戦略の進捗報告書<sup>10</sup>

EU の目標や各国の改革プログラム、各国が予定している改革路線に関する状況を検討。

3) マクロ経済報告書 (Macro Economic Report) <sup>11</sup>

マクロ経済の概観を示すとともに、経済成長に効果をもたらす可能性の高い具体的な取り組みを示した。

4) (欧州委員会と理事会による) 共同雇用報告書 (Joint Employment Report) 案<sup>12</sup>

雇用の現況を示し労働市場関連の政策を提示。

上記のうちコミュニケーションでは、以下の三つの主要分野に分けて合わせて 10 項目の行動が明示された。

## 1) 成長に向けたマクロ経済の前提条件

## • 厳格な財政再建の実施：

各国は財政支出の拡大を GDP の中期的な成長率以下に抑えること、財政赤字の軽減に向けた広範な措置の実施、経済成長が予想を上回る場合の財政再建の加速、一部の国での増税の必要性など。

## • マクロ経済の不均衡の是正：

財政赤字や公的債務が大きい国は具体的な税制措置をとること、経常黒字国は内需拡大に取り組むことなど。

<sup>9</sup> “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions – Annual Growth Survey: advancing the EU’s comprehensive response to the crisis {COM(2011) 11 final}” (12.1.2010)

[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/articles/eu\\_economic\\_situation/pdf/2011/com2011\\_11\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/articles/eu_economic_situation/pdf/2011/com2011_11_en.pdf)

<sup>10</sup> “Annual Growth Survey Annex 1 – Progress Report on Europe 2020 {COM(2011) 11 final Annex}” (12.1.2010)

[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/articles/eu\\_economic\\_situation/pdf/2011/com2011\\_11\\_annex1\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/articles/eu_economic_situation/pdf/2011/com2011_11_annex1_en.pdf)

<sup>11</sup> “Annual Growth Survey Annex 2 – Macro-Economic Report {COM(2011) 11 final Annex 2}” (12.1.2010)

[http://ec.europa.eu/spain/barcelona/images/documents/notes\\_de\\_prensa/annex\\_2\\_informe\\_macro\\_economic.pdf](http://ec.europa.eu/spain/barcelona/images/documents/notes_de_prensa/annex_2_informe_macro_economic.pdf)

<sup>12</sup> “Annual Growth Survey Annex 3 – Draft Joint Employment Report { COM(2011) 11 final Annex 3}” (12.1.2011)

[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/articles/eu\\_economic\\_situation/pdf/2011/com2011\\_11\\_annex3\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/articles/eu_economic_situation/pdf/2011/com2011_11_annex3_en.pdf)

- 金融セクターの安定：  
公的支援を受けている銀行を中心に長期的な存続可能性の回復、銀行部門への公的資金支援の段階的引き上げ、銀行の自己資本比率の強化など。

## 2) 労働市場の動員と雇用機会の創出

- 就労の魅力の向上：  
就労を促進するため労働に対する課税措置の転換、税制優遇措置や柔軟な就労の促進などを検討・強化。
- 年金制度の改革：  
定年の延長、高齢者の雇用や生涯学習の促進、引退後の収入源拡大のため民間貯蓄への支援など。
- 失業者の就労復帰支援：  
就労復帰に対する報奨手当や自営業に対するインセンティブの導入、所得税の水準と失業手当の間の一貫性の強化、経済循環に応じた失業保険制度の採用など。
- 雇用の安定と柔軟性のバランス：  
現行の一時的で不安定な雇用計画に代わる変更可能な雇用契約の導入、専門資格の認証制度の簡素化など。

## 3) フロントローディング（前倒し）の成長拡大措置

- 単一市場の可能性の開拓：  
加盟各国によるサービス指令の全面的な実施や専門サービスに対する不当な制限の撤廃、欧州委員会による電子商取引の地理的差異の排除の提案やインド、カナダ、メルコスールなどとの自由貿易協定の交渉進展など。
- 民間資金による資金調達の拡大：  
エネルギーや交通、ICT などへの優先的投資のため欧州委員会が EU プロジェクト債の発行を提案、ベンチャーキャピタル投資会社の EU 内での自由な活動を可能にする欧州委員会の提案など。
- エネルギーに対するコスト効果の高いアクセス：  
加盟各国による第三次エネルギーパッケージの迅速な実施やエネルギー効率化政策の強化、欧州委員会による省エネ製品の EU 基準の策定など。

## ② 付随する報告書の概要

10 項目の行動を明示したコミュニケーションと併せて公表された報告書の概要は以下の通りである。



## 1) 「欧州 2020」戦略進捗報告書

報告書では以下の3点に分けて2010年の動きと今後の予定を示している。

- フロントローディングの経済成長と成長促進イニシアチブに対する優先課題：  
「失われた10年」というシナリオを回避するため、加盟各国は2011年と2012年に行動をとる必要がある。EUは、加盟各国の改革を直接支援しながらも大型の公的投資を必要とせず成長可能性と雇用創出に大きな影響を与える措置を採択する。
- 「欧州2020」の目標に対する第一歩：  
欧州理事会は2010年6月に「欧州2020」の目標として、5つの主要目標（雇用、研究・開発、気候変動・エネルギー政策、教育・訓練、社会的包摂と貧困対策）を採択した。これに基づき、加盟各国は2010年秋に各国の目標とその達成に向けた戦略策定を行った。ただし、各国の暫定目標を合わせても依然としてEU全体の目標達成には長い道のりがあることが示された。欧州委員会は2014年に中間見直しを行い、必要ならば追加措置を取ることを提案する。
- 国別改革プログラム（NRP）草案提出と今後の手続き：  
2010年11月に加盟各国は欧州委員会にNRP草案を提出した。2011年4月には、NRPの最終版の提出や安定・収れんプログラムの提出することになっており、それらの評価と勧告など今後の手続きを説明している。

## 2) マクロ経済報告書

報告書では欧州経済が非常に厳しい時期の真っ只中にあり、各国は財政再建路線をとる一方で成長と雇用を支援しなければならないという二重の課題に直面していると指摘。金融セクターの迅速な回復と併せて、経済成長支援およびマクロ経済の不均衡是正に向けた構造改革の重要性を強調している。特にマクロ経済の不均衡是正はユーロ圏にとっての重要課題で、経常赤字を抱えて競争力の弱い国には価格とコストの大幅な調整が必要となる一方、大幅な経常黒字国には内需の拡大が求められ、今後の不均衡を防ぐための政策の必要性にも言及している。

## 3) (欧州委員会と理事会による) 共同雇用報告書の草案

報告書草案ではEUの労働市場の現状を概観し、市場は回復に向かっているものの依然として脆弱な点を指摘し、労働市場の柔軟性と安定性を強化するために改革の必要性を指摘している。主として以下の改革が必要となるものの、各国の状況によって取り組み方法は異なるという。

- 税制・費用・賃金：  
雇用主の社会保障費負担の一時的な軽減、就労者への手当支給などを含めた税制改革、賃金調整や採用の柔軟性を高める措置。

- 柔軟性：  
短期雇用やテレワーキングなど労働市場の柔軟性を高める措置、デイケア施設の拡充、変更可能な雇用契約の導入など雇用保護法の改革。
- 社会的保護：  
法定定年年齢の引き上げ、失業手当制度の改革、就労復帰に対するインセンティブとして失業手当を見直すことなど。

以 上

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro. go. jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：ヨーロッパ・セメスターの概要と今後のスケジュール

ジェトロでは、ヨーロッパ・セメスターの概要と今後のスケジュールを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書で提供させていただきました「ヨーロッパ・セメスターの概要と今後のスケジュール」について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～